

## 基礎項目評価書（報告）一覧（6月）

1. 生活保護の決定及び実施等に関する事務  
(評価実施機関：大阪府知事 福祉部地域福祉推進室)
2. 障害者総合支援法による自立支援医療費（精神通院）支給認定に関する事務  
(評価実施機関：大阪府知事 健康医療部こころの健康総合センター)
3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務  
(評価実施機関：大阪府知事 健康医療部こころの健康総合センター)
4. 身体障害者福祉法に関する法律による身体障害者手帳交付に関する事務  
(評価実施機関：大阪府知事 健康医療部こころの健康総合センター)
5. 母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する事務  
(評価実施機関：大阪府知事 福祉部子ども室)

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	生活保護の決定及び実施等に関する事務についての基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、生活保護の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。</li><li>・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く、外部への情報資産の送付及び持ち出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏えいに対する対策を講じる。</li><li>・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において大阪府個人情報保護条例に基づく個人情報取り扱い特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。</li></ul>
------	--

## 評価実施機関名

大阪府知事

## 公表日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護の決定及び実施等に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 生活保護法に基づき、同法に定める生活に困窮する者に対して、保護の決定及び実施等に関する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査及び決定(却下)通知</li> <li>生活保護費の支給</li> <li>生活保護の変更、廃止及び停止</li> <li>就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の事務</li> <li>就労自立給付金の支給</li> <li>保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収</li> <li>家庭訪問を行い、自立へ向けて受給世帯の状態に応じた様々な支援を行う。</li> </ul>
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

生活保護受給者情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第9条第1項 別表第一 15の項</li> <li>○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条</li> </ul>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </p>
②法令上の根拠	<p>○情報照会に係る根拠 番号法別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条</p> <p>○情報提供に係る根拠 番号法別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条第1号イ・第2号イ、第9条第1号イ・第2号イ・第3号イ、第11条第1号、第12条第1号ヘ・第2号イ・第3号ホ・第4号、第17条第1号、第19条第1号イ及びチ・第2号から第5号、第20条第4号から第7号・第9号ロ・第10号、第21条第1号ハ・第4号・第5号・第7号から第9号、第22条第2号から第5号・第7号・第9号・第10号、第28条第1号ハ・第2号から第5号・第7号から第9号、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号チ・第2号から第5号、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ、第52条、第53条第1号ハ・第2号ハ・第3号ハ、第55条第1号イ・第2号イ・第3号イ・第4号イ</p> <p>※番号法別表第二 30の項、50の項、90の項、116の項、120の項にかかる主務省令は未制定</p>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部地域福祉推進室
②所属長	地域福祉推進室長 山本 謙

## 6. 他の評価実施機関

--	--

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<p>府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 電話番号 06-6944-6066(直通)</p> <p>大阪府池田子ども家庭センター生活福祉課 〒563-0041 池田市満寿美町9-17 電話番号 072-752-6287(直通)</p> <p>大阪府富田林子ども家庭センター生活福祉課 〒584-0031 富田林市寿町2丁目6番1号(大阪府南河内府民センタービル内) 電話番号 0721-25-1131(代表)</p> <p>大阪府岸和田子ども家庭センター生活福祉課 〒596-0043 岸和田市宮前町7番30号 電話番号 072-441-2760(直通)</p>
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<p>福祉部地域福祉推進室社会援護課 生活支援グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館8階 電話番号 06-6944-6667(直通)</p> <p>大阪府池田子ども家庭センター 生活福祉課 〒563-0041 池田市満寿美町9-17 電話番号 072-752-6287(直通)</p> <p>大阪府富田林子ども家庭センター 生活福祉課 〒584-0031 富田林市寿町2丁目6番1号(大阪府南河内府民センタービル内) 電話番号 0721-25-1131(代表)</p> <p>大阪府岸和田子ども家庭センター 生活福祉課 〒596-0043 岸和田市宮前町7番30号 電話番号 072-441-2760(直通)</p>
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる



# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	障害者総合支援法による自立支援医療費(精神通院)支給認定に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、障害者総合支援法による自立支援医療費(精神通院)支給認定に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

## 評価実施機関名

大阪府知事

## 公表日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者総合支援法による自立支援医療費(精神通院)支給認定に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、通院による精神疾病の継続的な治療に対し、その治療費の一部助成をおこなうための自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定に関する事務であり、 ・支給認定の審査及び決定 ・受給者証交付(認定内容の変更に伴うものも含む) ・認定情報の管理 を行なっている。
③システムの名称	精神障害者手帳発行システム、統合宛名システム、中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

自立支援医療費(精神通院)支給認定に関する情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の84、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第60条1、4号
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第一 (別表第二における情報提供の根拠) 56の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) 第30条 (別表第二主務省令における情報照会の根拠) 第55条	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	大阪府こころの健康総合センター
②所属長	所長 笹井 康典

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 電話番号 06-6944-6066  大阪府こころの健康総合センター 医療審査課 〒558-0056 大阪市住吉区万代東3丁目1番46号 電話番号 06-6691-3749
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大阪府こころの健康総合センター 医療審査課 〒558-0056 大阪市住吉区万代東3丁目1番46号 電話番号 06-6691-3749
-----	---



## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる



# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、精神障害者保健福祉手帳の交付事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

## 評価実施機関名

大阪府知事

## 公表日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき、精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、一定程度の精神障害の状態のある方に対し、精神障害者保健福祉手帳の交付等をおこなっている。 事務の概要は次のとおり ①手帳の交付申請更新申請等に対する障害等級の決定のための審査・照会及び手帳の交付決定等②決定後の手帳の発行、③精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備、④氏名・居住地の変更届け出の受領、⑤手帳の返還、⑥統計業務等の事務。 また、障害年金証書による手帳の交付・更新申請では、情報提供ネットワークシステムを利用し、障害年金に関する認定情報(特定個人情報)を取得する。
③システムの名称	精神障害者保健福祉手帳発行システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

精神障害者保健福祉手帳に関する情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の14の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第14条
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第7項 別表第二 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条第1号二、同条第2号二、第20条第2号ロ、第21条第1号ロ、同条第2号ロ、第22条第1号ロ、同条第2号、同条第3号、第28条第1号ロ、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号ロ、第42条第2号、第53条第1号ロ、同条第2号ロ及び同条第3号ロ ※別表第二の116の項に係る主務省令は未制定  [情報照会の根拠] ・番号法第19条第7項、別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第18条各号

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	大阪府こころの健康総合センター
②所属長	大阪府こころの健康総合センター所長 笹井 康典

## 6. 他の評価実施機関

-

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大阪府府民文化政部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 電話番号:06-6944-6066 大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 〒558-0001 大阪府大阪市住吉区大領3丁目2番36号 電話番号:06-6692-5264
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 〒558-0001 大阪府大阪市住吉区大領3丁目2番36号 電話番号:06-6692-5264
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる



# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	身体障害者福祉法に関する法律による身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、身体障害者手帳の交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

## 評価実施機関名

大阪府知事

## 公表日

# I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	身体障害者福祉法に関する法律による身体障害者手帳交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)に基づき対象者に身体障がい者手帳を交付している。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。①法第15条第1項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務②法第16条第1項又は第2項の身体障害者手帳の返還に関する事務③法施行令第9条第1項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務④法施行令第9条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務⑤法施行令第10条第1項又は第3項の身体障害者手帳の再交付に関する事務⑥行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」)第19条第7項別表第二に規定する情報提供
③システムの名称	身体障害者手帳発行システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
身体障害者手帳に関する情報ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の11の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ及び同条第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、同条第2号イ及び同条第3号イ※別表第二の116の項に係る主務省令は未制定  【情報照会の根拠】 なし
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	大阪府障がい者自立相談支援センター
②所属長	大阪府障がい者自立相談支援センター所長 正岡悟
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 電話番号:06-6944-6066 大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 〒558-0001 大阪府大阪市住吉区大領3丁目2番36号 電話番号:06-6692-5264
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 〒558-0001 大阪府大阪市住吉区大領3丁目2番36号 電話番号:06-6692-5264



## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる



# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等情報漏洩に対する対策を講じる。
------	---

## 評価実施機関名

大阪府知事

## 公表日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十三条、第三十一条の六、第三十二条及び附則第三条、第六条の規定に基づき母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金を貸し付ける。 各福祉事務所等において申請受付・進達された申請について、内容を審査し適正と認められた者に対し貸付を決定し、各福祉事務所等を経由して通知する。 なお、上記事務を行うにあたり年収や納税状況等の個人情報を取り扱う。
③システムの名称	母子寡婦福祉資金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

債権基本台帳

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 43の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第34条
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 番号法第19条第7号 別表第二 26の項、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条1号ト、同条第2号第4から第5号、第44条1号ト、同条第2号から第5号 ○情報照会に係る根拠 番号法第19条第7号、別表第二 63の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第34条第1号、同条第2号

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部子ども室
②所属長	子ども室長 中岡恭子

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 電話番号:06-6944-6066 福祉部子ども室家庭支援課 貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目大阪府別館7階 電話番号:06-6944-7539
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉部子ども室家庭支援課 貸付・手当グループ 〒540-8570大阪市中央区大手前2丁目大阪府別館7階 電話番号:06-6944-7539
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

